

Weekly Report

第352号
平成28年3月22日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

4月から導入される不当表示の課徴金制度

食品偽装問題を受けて改正された景品表示法により、消費者が誤認する不当な表示を行った事業者に対して課徴金を課す制度が来月から導入されます。

◆景表法改正による課徴金制度の主なポイント

◎課徴金の対象行為……優良誤認表示（品質、規格などが実際より著しく優良と誤認される表示）、及び有利誤認表示（価格などの取引条件が実際より著しく有利と誤認される表示）が対象となります。

◎課徴金額……対象行為に係る商品・サービスの売上（最大3年間）に3%を乗じた額です。なお、課徴金額が150万円未満の場合や、相当の注意を怠った者でないと認められる場合は賦課されません。

◎自主申告による減額……対象行為を自主申告した事業者は、課徴金額が1/2に減額されます。

◎返金措置の実施による減免……消費者に対する自主返金を所定の手続（返金措置計画の作成・認定）に沿って実施することで、返金額が課徴金額以上の場合は免除、課徴金額未満の場合は減額さ

れます。

◎徐斥期間……対象行為をやめた日から5年を経過したときは、賦課されません。

◆広告宣伝が不当表示に該当しないかを確認

広告・宣伝を行う際は、不当表示に該当していないかをガイドラインなどで確認しておきましょう。

例えば、よく使われる価格表示として、*「今だけ半額」と表示しているが、常時設定されている価格である、*「通常価格〇〇〇円 販売価格〇〇円」と表示しているが、通常価格での販売実績がない（相当期間にわたって販売した価格ではない）、*表示価格で購入するには一定条件が必要だが、条件を明示していない、などは不当表示に該当します。

申告を忘れて期限後に申告した場合は

確定申告をする必要のある方が忘れていたなどで期限後に申告した場合、無申告加算税が課されません。無申告加算税は原則、納税額に対して50万円までは15%、50万円超の部分は20%を乗じた金額となりますが、税務署の調査を受ける前に自主的に期限後申告をした場合は5%です。

また、申告期限から1ヶ月以内に自主的な申告を行い、期限内申告の意思があったと認められる一定の場合に該当すれば、加算税は課されません。

なお、28年度改正により、過去5年以内に無申告加算税又は重加算税を課された方が、再び無申告又は仮装・隠蔽を行った場合、加算税を10%加重する措置が導入されます（29年1月から）

事務所を借りる際の費用に関する税務

移転などで新たに事務所を借りる際、礼金を支払った場合は繰延資産として原則5年（契約期間が5年未満で、契約更新時に更新料等を支払う場合は、その契約期間）で償却しますが、20万円未満の場合は支出時に全額を損金算入できます。

敷金や保証金は、解約時に返還されるので資産計上しますが、契約で一部返還されないことが定められている場合、その部分は礼金と同様の取扱になります。なお、不動産業者に支払う仲介手数料は、支出時に全額損金算入できます。